

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年9月3日（水）午前10時0分～午前11時21分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

- | | |
|--|---|
| 1. 請願第8号
（企画調整局） | 核兵器禁止条約への署名・批准を要請する意見書提出を求める請願 |
| 1. 報
2. 報
（選挙管理委員会） | 令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
神戸2025ビジョン総括検証について |
| 1. 予算第21号議案
2. 第64号議案
（行財政局） | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、
選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条
例の一部を改正する条例 |
| 1. 予算第21号議案
2. 第57号議案
3. 報
（地域協働局） | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件
令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分） |
| 1. 予算第21号議案
2. 第56号議案
3. 報
4. 報
5. 報 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件
令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策
の実施状況
市債権の放棄について（関係分） |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	吉 田 健 吾			
副委員長	坂 口 有希子			
委 員	岩谷 しげなり	黒 田 武 志	しらくに高太郎	河 南 忠 和
	森 本 真	大井 としひろ	平 野 章 三	よこはた 和幸
	吉 田 謙 治			
委員外議員	あわはら 富夫			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は、9月2日の本会議で付託されました議案及び請願の審査並びに報告の聴取と、7月1日の総務財政委員会で継続審査となっております議員提出議案及び請願並びに陳情の審査のためお集まりいただいた次第であります。

まず、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、躍動の会さん、つなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） 御異議がありませんので、許可することに決定いたします。

次に、本日の協議事項については、追加協議事項を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室及び人事委員会、監査委員の審査を予定しておりますが、これらの所管事項に関して質疑の予定はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 特にないようですので、会計室及び人事委員会、監査委員の待機を解除しますから御了承願います。

次に、本日審査いたします請願第8号につきましては、紹介議員である、あわはら議員から、各局審査の後に趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それではさよう決定いたしました。

次に、請願第8号につきましては、請願者から口頭陳述の申出がありましたので、紹介議員の趣旨説明の後に、口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それではさよう決定いたしました。

それでは、順次各局の審査を行います。

（企画調整局）

○委員長（吉田健吾） これより企画調整局関係の審査を行います。

それでは、報告事項2件について、一括して当局の説明を求めます。

○西尾企画調整局長 企画調整局長の西尾でございます。

○委員長（吉田健吾） 着席されたままで結構です。

○西尾企画調整局長 恐れ入ります。着座にて御説明させていただきます。

それでは報告2件につきまして御説明申し上げます。

初めに、令和6年度神戸市各会計予算繰越の報告のうち、企画調整局関係分につきまして御説明申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

令和6年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第2款総務費、第1項総務費では大型モニター更新を、第2款総務費、第2項企画費ではフロントヤード、バックヤード改革などの8事業を、第13款教育費、第8項高等専門学校費では高専施設整備等を、第10項外国語大学費では外国語大学施設整備等を、それぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計11億9,619万円でございます。

続きまして2ページを御覧ください。

神戸2025ビジョン総括検証につきまして御説明申し上げます。

神戸2025ビジョンでは、目指すべき都市像である海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向けて、令和3年度から令和7年度までの5年間における7つの基本目標と、それにひもづく施策及びKPIを掲げてございます。

今年度は神戸2025ビジョンの最終年度となることから、これまでの取組の達成状況の総括検証を行うとともに、外部有識者で構成される神戸2025ビジョン推進会議において検証結果を報告し、委員より意見を聴取いたしました。

1 総括検証の概要でございますが、(1)検証方法および評価基準といたしまして、令和3年度から令和6年度の4年間の実績をもとに、令和7年度末の実績見込みを推計し、最終目標値に対する達成状況を4段階で評価しており、その結果を(2)数値目標・KPIの評価結果としてまとめてございます。

2 総括まとめでございますが、数値目標・KPIの多くが達成済またはA評価となり、神戸2025ビジョンに掲げる目標や施策は全体として概ね順調に進展したと評価してございます。

なお、基本目標2では、アンケート結果を用いた数値目標がB評価となる一方で、KPIの多くは達成済またはA評価となるなど、相関関係の弱さが見られたことから、次期計画の策定においては、指標や目標設定について、より慎重に検討していく必要があると考えております。

3 ページ以降には参考資料として、令和7年7月30日に開催いたしました神戸2025ビジョン推進会議において提出した報告書から抜粋した資料をおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

以上、報告2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

最初に、報告事項、令和6年度神戸市各会計予算繰越の報告についてのうち、企画調整局分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、報告事項、神戸2025ビジョン総括検証について御質疑はございませんか。

○委員（岩谷しげなり） おはようございます。よろしくお願いいたします。

昨年的一般質問でも私聞かせていただいたんですけれども、この、今目標値見ても、例えばスタートアップ事業に関して、これ目標値がですね、設立数だけで設定されていると。見たところ、域内スタートアップ設立数が最終目標値として80社のところ、最終見込値が153社ということで、この153社の中で、恐らくもう既に廃業してしまった企業もたくさん、いろいろあると思

うんですよ。このスタートアップ設立数に限らずですね、これ全体として、この目標値、どのように設定されているのか。この目標値の設定の仕方というの、今後のビジョンに向けて非常に重要になってくるとは思うんですけども、その点について今の課題意識等、お聞きしたいと思います。

○山本企画調整局副局長 目標値の設定の考え方について御質問いただきました。

ビジョンというのが5年間の計画になりますので、その達成状況を表すために数値でそれを追っていくというのは、その進捗状況を皆さんに分かりやすくお伝えをするということでは重要であって、これからもそういう数値設定は必要であろうと考えている一方で、御指摘のありましたとおり、やはり実際にこのKPIを見たときに、本当に達成したい目標に対して、効果的に因果関係があるのか。実は、今回の総括まとめでも表現をさせていただきましたけれども、基本目標とそもそもKPI自体に因果関係がどうも弱そうだとするところで、非常に難しいところがある——ただ、我々としては、その目標が実際に我々が進めたい施策目標に対して、具体的にその進捗状況を表す数値にしたいという思いがある中で、どういった数値がいいかということを引き続き検討する必要があると、今まだ議論中ですので、こういったものをということをお示しすることができないんですけども、しっかりと議論を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（岩谷しげなり） 恐らくこうやって目標値を出すっていうことは、そして、こうやってホームページ上であったり、公開するっていうのは市民に対して、この神戸市がやっている施策の効果ですね、これがどこまで進んでいるかっていう情報公開、この透明性の意義っていうのも非常にあると思うんですよ。

それで言えば、例えば、例示として私スタートアップ設立数のお話ししてるんですけど、そこで最終目標値が今この80社っていうふうに設定はされているけれども、ここの、なぜ80社なのかと、これ100社じゃなくて、なぜ80っていう数字なのかっていう、その数値の意味ですよ。なぜこの数値に設定したかっていう、その過程の部分、神戸市としては、こうこうこういう理由で80っていうのが適切だと思いますとか、そこの過程の部分も今後公開するっていうこととか、そういうことは可能なんですかね。

○山本企画調整局副局長 端的に言うと非常に難しい御質問をいただいているような印象は受けてはおるんですが、ただ、基本的にはビジョンというのが、その上位になりますマスタープランという、今で言いますと15年計画で、次つくろうとしてますのが10年計画になるわけです。現状の基本計画、15年計画においては、大きな数値目標みたいなものは掲げていないというような状況になっています。

一方で、次つくる基本計画、10年計画においては、本当にゴールとなるような数値目標みたいなのが置けないのかということを探索をしております、実際、審議会のほうで今お示しをしている我々のたたき台としては、何がしかの数値目標を置くという形で御提示をさせていただいて、審議会の中でもその方向でいいんじゃないかというような方向で、ただ、中身は要議論だということで、議論が進んでいるようなところです。

そうなりますと、当然その下位になります実施計画っていうのが、その上位におきます基本計画、10年計画のゴールを達成するために、どういう数値であるべきかというところの、言わば積算みたいな形になってこようかと思っておりますので、そのゴールを達成するために、我々としてはこのKPIはこの程度に置きたいと、場合によっては、今お示し——今の計画の中でお示しをして

いるような具体の事業単位での数値目標では、もうちょっと粒度は大きな話になるのかもしれませんが。ちょっとそのあたりも含めて、まだ議論かなと思っておるんですが、なぜこのK P Iを置いたのかというところが、どういう形でのお示しになるかは分からないですけども、できる限り説明がつくような形でお示しできるような検討を進めたいというふうに考えてございます。

○委員（岩谷しげなり） ありがとうございます。おっしゃるとおり、そもそもこのK P I、この目標値と最終目標との間にね、因果関係があるかどうかという議論もあるし、前の委員会でも私お話しさせていただいたとおり、数値でね、測れるものなのかっていう、そういう議論もあると。非常にこれ難しいし、恐らく行政学者の中でもなかなか答えは出ない世界だとは思いますが、こうやって積極的に情報公開していくっていう姿勢っていうのは非常に重要だと思いますし、その上で、より市民が分かりやすい——例えば、このスタートアップを例示にすれば、何でこれだけの企業が設立したらこの目標、最終目標を達成することになるのかとか、そこの流れの部分です、より見えやすくすると、市民の皆さんだけじゃなくて、我々議会のほうもいろいろ議論しやすくなるし、議論が深まっていくと思いますので、そこのところを、いろんな専門家の先生のお話、知見を伺いながら決めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 同じような質問になるんですけど、全体的に言えば、企画調整局というよりも、各局のいわゆる最終目標に対して、どれぐらい進捗をしたかっていうのがK P Iだというふうに思うんです。

そういう中で、BとかCとか、達成できなかったという部類が出てきてるんですけども、その原因については書かれてなくて、ただ単に遅れとか、やや遅れとか、そういうふうに書かれてるんですけども、これはやっぱり原因そのものをはっきりさせたほうがいいんじゃないかというふうに感じてるんですけど、その点いかがでしょうか。

○山本企画調整局副局長 御指摘のとおり、計画、結果的によかったか悪かったかをお示しをすることというだけが別に重要なわけではなくてですね、どちらかというとな達成できなかったところの原因の分析であったりとか、改善をすべきところというのを見つけるというのも、こういう数値目標を置いていく目的の1つなんだろうというふうに認識をさせていただきます。

ここには表現はしてございませんけれども、当然にして各局からこの施策目標みたいなところは共に検討してきた中で、このK P Iを設定していますので、例えば、このB評価になったもの、C評価になったものというのは当該局において、どういう部分でこれが進まなかったのかみたいなところの分析は進めてはいただけてますし、その概要としては我々としても当然議論の中にお話を聞かせていただきながら、共に進めているというところですので、すみません、ここには実際の表現はないというところですけども、当然その、なぜ進まなかったのかというところは今後の施策展開にしっかりと生かしていきたいというふうに考えてございます。

○委員（森本 真） 様々見てると、文化・芸術——目標3についてはね、結構たくさんB、Cがあって、何て言うかな、これで明示されてるのは、兵庫運河のプロムナードとかライトアップなんですけど、遅れっていうのと、ライトアップの整備箇所、橋ですけど、橋は1個できたから順調だと、ちょっと評価もまちまちなんですけど、なぜ進まなかったのか。いい施策も結構ありますので、そういう点ではきちんと評価——一部の評価、この評価が全部じゃないと思いますけど

も、精査していただきたいと要望しておきます。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑ございますでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それではこの際、企画調整局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（黒田武志） 私からは、8月1日から3日の間に開催された大阪・関西万博の神戸市の催事についてお伺いいたします。

私も6月の一般質問において、神戸が有する多彩な魅力を国内外の来場者に直接体験していただける絶好の機会であるという観点からですね、期待も込めて質疑をさせていただきました。

この本常任委員会においても、実際に現地を視察させていただきまして、局長をはじめ職員の皆様に御対応いただきまして、現地では催事の取組であるとか、実際のその盛り上がりの様子も拝見させていただきました。

そこで伺いたいのですが、実際、来場者数はどの程度であったのか。想定に対してどうだったのか。ちょっとまとめてお伺いしたいんですけどもね、一般質問でも私このインフルエンサーの起用とか、SNSの効果的な活用、また戦略的な実効性のある広報、これも必要であるということも指摘させていただきました。実際、当日行ったときにお聞きしたところですね、我々行ったとき、夕方だったんですが、午前中は多くの方に来場いただいたということで、多くの——3日間含めてですね——またその要因はどうだったのか。

また、万博ということで、日本人と外国人の割合は、これ明確に測れるかどうかは、ちょっと分からないんですけども、そこら辺の割合はどうだったのか。

また、来場者から寄せられた反響とか評価、これはどうだった、どのような声があったとかですね。あとは企業も結構参画されておりましたけども、実際の参画企業から寄せられた御意見とか、この評価ですね、そういった総合的な、ちょっと御意見を、どうだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○西尾企画調整局長 神戸の催事についてのお問合せをいただきました。

大阪万博の会場内におきまして、今御質問にありましたように、8月1日から3日にかけて神戸催事を開催させていただきました。初日には猛暑にもかかわらず、総務財政の委員の先生方にもお越しいただきまして誠にありがとうございます。

おかげさまで3日間、すみません、1日は昼からということになりますので、2.5日になりますが、来場者数は3万人を超える状況になりました。

その中で、今御指摘ありましたように、SNSでの広報であるとか、万博の公式アプリの中に我々の情報を記載していただいたり、大阪のメトロの中にも我々の広告を掲載していただく、こういった取組も行いました。

加えて、当日会場内でショッピングバッグを配らせていただきました。これはポートタワーとBE K O B Eを記載したもので、これが絶妙な大きさで、バッグの中に入れて帰るにはちょっと大き過ぎるので、皆さん肩にかけて会場内を歩いていただく、こういったことを通じて、神戸の催事が行われているということの周知につながったのではないかと考えております。

日本人と外国人の割合についてのお問合せがございましたが、こちらのほうについては、こちらでは詳細情報をつかんでおりませんので分かりませんが、神戸の催事会場に来られた中では、大半が日本人の方であったかなという印象を持っておるところでございます。

加えて、来場者の反響でございますが、映像を通じて神戸のPRをしたということもありまし

て、あと各種バーカウンターのようなしつらえの中で、神戸の物品を提供させていただくということにも取り組んだことから、かなり評価は高く、神戸の魅力を改めて知ることができたというような声をいただいております。

加えまして、参画企業18社ございましたが、参画企業からも、催事が終わってから数日後に来場者からこの商品についての問合せがあったりとかですね、そういった反響もあり、参画企業のほうからは、まずこれだけの人数が集まるということに対しての驚きというか、この催事に参加させていただいてよかったというような御意見をいただいております。

限られた時間ではございましたが、一定、神戸の魅力っていうのを国内外に発信することができたイベントになったのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員（黒田武志） 実質2.5日で3万人以上来場があって、参画企業の方からも非常によい評価があったということで、大変うれしく思います。

私自身も実際、会場内でBE KOBЕのショッピングバック、あれを手に、肩にかけて——今おっしゃったような絶妙な大きさで、肩にかけて、持っておられる方、結構見まして、あれが本当にいい宣伝効果になったのではないかなと思ってます。

あそこ、催事会場ですね、放映されていた動画なんですけども、あの動画は本当に開港から現在に至るまでの神戸の歩みであるとか、神戸の町並み、観光スポット、食文化などの神戸のこの魅力、震災復興の軌跡であるとか、未来に向けて変わる神戸の姿、これが構成的にもすごくよくてですね、非常にすばらしい内容であったと思ってます。

しかしながら、これをですね、万博会場のあの3日間だけで、やっぱり終わらせてしまうのは大変もったいないなと思ってまして、やっぱり今後の神戸のシティプロモーションを考えたら、より多くの場で神戸の歴史やこの魅力を伝えていただくために活用する必要があるかなと思うんですけども、その予定は何かございますでしょうか。

○白波瀬企画調整局副局長 委員御指摘いただいたように、神戸の開港からの歩みだとかですね、神戸の魅力、それから未来の姿などをですね、大型の2面LEDで放映させていただいたことでございますけれども、この動画は、ナレーションなどを設けずに、映像のみで端的に神戸の魅力を伝えるということで、外国人の方にも非常に分かりやすいものだということで、来訪された方々と共にですね、商工会議所からもですね、大変評価をいただいております。商工会議所なんかも、これを使えないかなということで考えてみたい、みたいな声もいただいております。

今回、3日間だけではなくてですね、今後様々な機会を捉えてこれを活用する場のところで放映して、神戸の魅力を発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（黒田武志） 今、具体的にどこで活用していくっていうようなことはおっしゃられませんでしたけども、商工会議所さんの御意見も含めてですね——あとは僕ユーチューブとかですね、そういった会議の場とか、そういった場、会合の場だけではなくてですね、ユーチューブにもアップしてしまっていてですね、恒常的に国内外の、より多くの皆さんに神戸の魅力をね——あの動画は本当に僕いいと思いますので、構成的にも。もうユーチューブにアップして、見ていただくような、そういったことも検討していただければと思いますので。よろしくお願いします。私からは以上です。

○委員長（吉田健吾） それでは、他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑がなければ、企画調整局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、選挙管理委員会が入室するまで、暫時休憩いたします。当局がそろい次第、再開いたします。

（午前10時24分休憩）

（午前10時25分再開）

（選挙管理委員会）

○委員長（吉田健吾） それでは、総務財政委員会を再開いたします。

これより選挙管理委員会の審査を行います。

それでは、議案2件について、一括して当局の説明を求めます。

長谷選挙管理委員会事務局長、着席したままで結構です。

○長谷選挙管理委員会事務局長 ありがとうございます。では、着座にて失礼いたします。選挙管理委員会事務局長の長谷でございます。

ただいまからお手元にお配りしております総務財政委員会資料により、予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、選挙管理委員会事務局所管分及び第64号議案神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、一括して御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。1 の歳入歳出補正予算一覧ですが、歳出1億円を増額しようとするものです。

続いて、2 の歳出補正予算の説明ですが、第2款総務費のうち、第5項選挙費、第7目神戸市長選挙で、令和7年10月26日に執行される神戸市長選挙の執行のため、1億円を増額しようとするものでございます。

2 ページを御覧ください。2 ページから5 ページにかけまして、本会議に御上程となっております議案を掲載しております。

議案の内容につきましては、改正する条例の概要により御説明させていただきますので、6 ページを御覧ください。

1. 改正の理由ですが、本件は公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払いに関する規定を改正しようとするものでございます。

2. 改正の概要ですが、(1)選挙運動用ビラの作成の公営にかかる単価と、(2)選挙運動用ポスターの作成の公営に係る単価につきまして、それぞれ表に記載にあります改正後単価の金額に改正するものでございます。

なお、改正後の選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額につきましては、資料の中ほどに太枠で囲んでいる部分に記載しております算定方法により算出することとなります。

続いて、7ページを御覧ください。3. 施行期日ですが、本条例の改正条例が公布された日から施行いたします。

4. 適用区分でございますが、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上、議案2件につきまして御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、選挙管理委員会関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、第64号議案神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それではこの際、選挙管理委員会の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、御質疑がなければ、選挙管理委員会の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。この際、行財政局が入室するまで暫時休憩いたします。当局がそろい次第再開いたします。

（午前10時29分休憩）

（午前10時32分再開）

（行財政局）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより行財政局関係の審査を行います。

それでは、議案2件及び報告事項1件について、一括して当局の説明を求めます。

正木局長、着席されたままで結構です。

○正木行財政局長 行財政局長の正木でございます。失礼ながら、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の総務財政委員会資料により議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、行財政局関係分につきまして御説明申し上げます。計数につきましては100万円未満を省略して申し上げますので御了承願います。

1歳入歳出予算補正でございますが、歳入、第14款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、交付見込額の補正により4億3,800万円を、第18款国庫支出金、第2項補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正により38億4,400万円をそれぞれ増額しようと

するものでございます。

次に2ページを御覧ください。第57号議案神戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、11ページを御覧ください。

まず、1. 概要でございますが、(1)地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う部分休業の改正と、(2)国家公務員の措置に合わせた仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置の規定をしようとするものでございます。

次に、2. 改正内容でございますが、まず(1)部分休業の取得パターンの多様化等につきましては、部分休業について勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、新たに1年につき10日相当を超えない範囲内で取得できるという取得パターンを追加する等の改正を行うものでございます。

また、(2)仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置につきましては、職員の仕事と育児及び介護との両立を支援するため、仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置を行うことを規定するものでございます。

最後に3. 実施時期でございますが、令和7年10月1日から実施しようとするものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、行財政局関係分につきまして御報告申し上げます。

令和6年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第2款総務費、第1項総務費では歴史公文書館整備等を、第3項徴税費では課税システム改修等を、第4項財産管理費では公有財産管理保全等をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計13億1,800万円でございます。

以上、議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、行財政局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、第57号議案神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 部分休業の取得パターンが多様化するという点については、いいことだというふうに思うんですけども、育児休業の取扱い、対象となる子供の年齢についてお伺いしたいと思うんですけど、常勤職員と非常勤職員は同じなのでしょうか。

○坂井行財政局副局長 育児休業の取得の対象でございますが、常勤職員については子供が3歳になるまでということになってございます。それから、非常勤の職員につきましては、すみません、ちょっと確認いたします。

○委員長（吉田健吾） 担当部課長からでも。（「すみません、ちょっとお待ちください。」の声あり）

○委員（森本 真） ちょっと確認していただきたいというふうに思うんですけど、常勤職員が3

歳までで、非常勤職員は1歳から1歳6か月の間で、条例で定めるっていうことになってはないかというふうなことが言われてまして、我々としては、常勤・非常勤の隔たりなくですね、3歳までの育休がちゃんと取れるようにしていただきたいということを、ちょっと今回は要望にしておきます。

それでもう1つ、すみません、育児休業について取得をしている職員、たくさんいらっしゃると思うんですけども、例えば、職場——学校現場であるとか、消防とかでは取りにくいんじゃないかとかですね、男性がなかなか取れないんじゃないかと。いろいろ今イクメンとか、お父さんが一生懸命育児をすることも奨励されているわけですけども、そういう実態はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○坂井行財政局副局長 育児休業の取得の状況でございますが、男性につきましては目標を掲げておりまして、それについては達成しております。進んでいるところではございます。ただ、御指摘のようにですね、学校の教員でありますとか、あるいは消防局の職員なんかは交代制の勤務であるとか、そういうようなところもありますので、そういう面で課題があるというふうに認識をしております。

○委員（森本 真） 全国的にもそういうふうに言われてて、それはやっぱり職員数が足りないのが原因じゃないかというふうに思ってますので、行財政局、職員の定数等ですね、いろいろ調整するところでもありますから、きちんと職員が育児休業がきちんと取れるようにですね、御検討いただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、報告事項、令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、行財政局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、この際、行財政局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑がなければ、行財政局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。この際、地域協働局が入室するまで、暫時休憩いたします。当局がそろい次第再開いたします。

（午前10時41分休憩）

（午前10時43分再開）

（地域協働局）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより地域協働局関係の審査を行います。

それでは、議案2件及び報告事項3件について、一括して当局の説明を求めます。

金井地域協働局長、着席されたままで結構です。

○金井地域協働局長 それでは、議案2件、報告3件につきまして御説明いたします。説明に際しましては1,000円単位以下を省略させていただきます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、地域協働局関係分につきまして御説明いたします。

1 繰越明許費補正ですが、第3款市民費、第1項市民費において、計量車購入を翌年度へ繰り越そうとするものです。

続きまして、2ページを御覧ください。第56号議案神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について御説明いたします。

本件は、東灘区向洋町に六甲アイランド出張所を設置しようとするものであります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、地域協働局関係分について御説明いたします。

令和6年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書ですが、第2款総務費、第1項総務費では、海外移住と文化の交流センター改修を、第3款市民費、第1項市民費では、地域福祉センター整備等と男女共同参画センター空調更新及び区役所PBX更新をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計2億5,842万円となります。

続きまして、6ページを御覧ください。

外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況について報告いたします。

7ページを御覧ください。

1 初めに、本件は令和2年4月1日に施行されました神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例第9条に基づき報告するものです。

2 相談体制の整備ですが、(1)在住外国人向けの相談窓口として、①神戸国際コミュニティセンターにおいて、多言語による在住外国人向けのワンストップ相談窓口を運営しました。

8ページに参りまして、②中央区役所に設置している多言語対応の外国人相談窓口では、転入時の生活情報の提供や相談支援のほか、区役所以外での手続に関しても案内をしました。

(2)人権相談窓口として、①一般的な人権相談を実施するとともに、②弁護士による法律相談窓口を運営しました。

3 教育の充実等ですが、(1)多文化共生教育の推進として、①外国人講師による国際理解教育を小・中学校で実施したほか、②多文化共生教育推進校連絡会では、推進校の教育活動報告会等を開催し、その成果を市内各校へ発信することで、多文化共生教育の推進に努めました。

9ページを御覧ください。

4 啓発活動等ですが、(1)人権に関する啓発として、①心かよわす親子映画大会や、②心かよわす市民のつどいを開催したほか、花時計ギャラリーや各区で人権啓発パネルを掲載するなど、本条例の周知を図りました。

(2)多文化理解・交流の促進では、①神戸国際コミュニティセンター交流スペースにおける交流・相互理解事業を、10ページに参りまして、②ふたば国際プラザにおける交流・相互理解事業、③神戸市多文化交流員制度を実施いたしました。

続きまして、5 情報提供ですが、(1)多言語による情報提供として、①神戸リビングガイドを運営し、人権の相談窓口を含む各種情報を11言語で提供しました。

11ページに参りまして、②行政情報の多言語翻訳として、在住外国人に必要な市政情報の多言語対応をしたほか、③やさしい日本語の活用推進のため、庁内所属向けの相談窓口を設置し、啓

発に取り組みました。また、④ベトナム語とネパール語のフェイスブックを運営し、増加するベトナム人及びネパール人を対象に、市政情報の双方向型発信に取り組みました。

12ページに参りまして、(2)新規転入者への情報提供では、①区役所における情報提供として、生活情報の案内チラシを配布したほか、②外国人住民生活ガイダンス事業をふたば国際プラザにおいて実施しました。

(3)市内外国人関連団体との連携では、外国人コミュニティや支援団体、日本語学校等を通じて情報の提供をしました。

13ページ、14ページには、神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例を参考に掲載しております。

続きまして、15ページを御覧ください。

市債権の放棄のうち、地域協働局分について御説明いたします。

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき、令和6年4月から令和7年3月に放棄した債権は、源泉所得税の追加徴収分の1件で40円です。

以上、議案2件、報告3件について御説明いたしました。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、地域協働局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、第56号議案神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 六甲アイランドに出張所が開設されるということで、六甲アイランドの皆さんの利便性が高まるということだと思うんですけど、具体的に出張所の機能についてお伺いしたいと思います。どういう機能が——機能というか、どんな手続を行うことができるのかお伺いします。

○保科地域協働局副局長 六甲アイランド出張所で行う機能について御答弁申し上げます。

現在のところ、マイナンバーカードに関する業務と、あとは手続の電子化がいろいろ進んでおりますので、スマホ相談などの窓口も設けて、そういう電子手続の御支援みたいなこともしていきたいと考えてございます。

○委員（森本 真） 北区と西区に出張所があるんですけども、その機能との違いというか、ちょっと、マイナンバーカードとスマホだけでは、ちょっと物足りないかなというふうに思ってるんですけど、その点いかがでしょうか。

○保科地域協働局副局長 北区、西区はもともとの町村合併の流れを酌んで設置している出張所ですので、機能が一定違う、一律ではないというところは、我々も検討した結果と考えておりますけれども、現在、西区と北区の出張所では、逆にマイナンバーカードの手続はできないんですが、諸証明の発行業務を中心にしておりまして、あと一部の出張所には活性化担当係長がおりまして、まちづくりに対する御支援なども行っております。

○委員（森本 真） すみません、反対に言えば、北区や西区の出張所でマイナンバーの手続が取れるようにするっていうのが——私はマイナンバー勧めてませんが、利便性を考えると、そう

じゃないかなというふうに思いますし、今回、マイナンバーと——六甲アイランドがね、マイナンバーとスマホだけなんですけども、例えば、まちづくりの——六甲アイランドのまちづくりの相談であるとか、地域、市政に関する情報の提供ということで、多分ニュースなどはね、置かれるというふうに思うんですけども、もうちょっと利便性をよくしてほしいなというふうに思うので、例えばですね、マイナンバーカードは今コンビニとか、神戸で言うたら、イオンなんかでも取れるようになってるらしいですけども、その出張所に諸証明が取れる、何て言うんですか、コピー機というか、コンビニにあるものを置いてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○保科地域協働局副局長 いわゆるキオスク端末と我々呼んでおりますけれども、ある程度、やっぱりかさばりますので、場所の関係もございますので、今回設置は考えておりません。

あと、コンビニのほうで取れる証明書が多いので、コンビニが六甲アイランドのアイランドセンター駅のすぐ近くにありますので、そちらのほうを御案内させていただいて、中には、他区ですけれども、やはりコンビニでその証明書を取ったことがないので、どうやってやったらいいかわからないといったようなお話も伺ったことございますので、このように画面をハードコピーしたようなものをお渡しするなどの工夫はしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（森本 真） あったほうが便利だと思うなら、狭いというか、3人の——4人か、出張所長さんと職員が3人か4人いるわけでしょう。そんなに狭い——何て言うの、ATMみたいな出張所なんですか。

○保科地域協働局副局長 ATMも、いろんなATMのコーナーございますけれども、やはりあと置くのにも経費もかかりますので、ほかの区役所等でもコンビニの交付については、そちらのほうがお安いということで御案内はさせていただいておりますけれども、特に御不便の声、多くいただいているというわけでもございませんので、アイランドセンターの場合は、本当に近くにコンビニございますので、そちらの方を丁寧に御案内させていただきたいと考えております。

○委員（森本 真） まあ、分かりましたというか、もうちょっと利便性を図れるように、西区や北区の出張所も含めてね、検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、報告事項、令和6年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、地域協働局関係分についての御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、報告事項、外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、地域協働局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） ではこの際、地域協働局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、御質疑がなければ、地域協働局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、地域協働局が退室するまで、しばらくお待ち願います。

（午前10時56分休憩）

（午前10時59分再開）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより請願第8号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

あわはら議員、発言席へどうぞ。それでは、お願いいたします。

○委員外議員（あわはら富夫） 紹介議員のあわはら富夫です。請願第8号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願の紹介議員2人を代表して紹介をいたします。

この請願は2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択され、2020年10月24日に批准国が発効条件の50か国を超えました。そして、批准から90日後の2021年1月22日に正式に発効いたしました。

2024年9月24日現在、核兵器禁止条約への署名は94か国で、批准は73か国に及んでいます。

核兵器に対しては、核不拡散条約や包括的核実験禁止条約など、核兵器を禁止する様々な条約がつくられてきましたが、核兵器禁止条約は、これら条約と本質的に違い、核兵器を減らし、管理したりするのではなく、完全に禁止し、廃絶を求めているものです。

核兵器をつくること、持つこと、使うこと、使うと脅すことなど、いかなる状況下でも禁止するものです。

日本が国是としている非核三原則を具現化したと言ってもいいと思います。その根底にあるのは、核兵器は非人道的なものであり、それを拒絶するとの強い思いからです。国家間で軍事バランスを取る核均衡論という、これまでの発想からの大きな転換です。

この核兵器禁止条約の採択・発効には、オーストラリアやメキシコなどの国々が、人道イニシアチブと呼ばれる国際的な運動を進め、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーン、平和首長会議などが支えてきたと言われています。

これらを動かす最大の原動力になったのは、世界の唯一の被爆地である広島・長崎の被爆者、そして核実験被害者たちの国際的な運動でした。

本日の請願の請願者も、この運動の中心を担った日本原水爆被害者団体協議会の一員です。そして、日本原水爆被害者団体協議会は、2024年、昨年12月10日、これら国際的な功績で、ノーベル平和賞を受賞しました。

しかし、日本政府は唯一の被爆国であるにもかかわらず、核兵器禁止条約に署名も批准もしていません。世界の人々からは驚きの声が上がっています。発効が決まった直後にも、当時の官房長官は、核兵器禁止条約は、我が国のアプローチとは異なるものとして、署名・批准を行わないと述べました。核なき世界を一番強調できる位置にある日本政府は、被爆者の声に応えるべきであります。

国内でも日本政府に対して、核兵器禁止条約は国是である非核三原則と矛盾するのでなく、署名・批准するべきとの声が、自治体議会を中心に広がってきています。

2024年7月11日現在で、全国自治体1,788議会の41%の726議会で署名・批准、核兵器禁止条約への参加などを求める意見書が上がっています。

また、兵庫県下でも、明石市議会、芦屋市議会、尼崎市議会、淡路市議会、川西市議会、三木市議会など13議会で同内容の意見書が上がっています。

今年は被爆80周年です。原爆被爆の風化どころか、証言者そのものがいなくなるほどの年月を経過し、原爆被爆の実相をいかに後世に伝えるかが大きな課題になっています。

今回の請願者も最後の声を振り絞って、核兵器禁止、核なき世界実現への願いを込めて、今回の請願、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願書を提出をしております。

こういう趣旨に基づいた請願ですので、十分な審議をよろしく願いをして、請願第8号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田健吾） 趣旨説明は終わりました。

あわはら議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第8号について、口頭陳述を聴取します。立川さん、前へどうぞ。それでは、5分以内でお願いいたします。

○請願者 灘区に住んでおります立川重則と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、貴市議会で請願をさせていただくにつきまして、陳述の機会をいただきましてありがとうございます。

私は1945年8月6日、1歳6か月のとき、広島で爆心より2キロの地点で被爆いたしました。

現在、神戸市原爆被害者の会の会長を務めております。

今、世界には約1万2,000発の核弾頭が存在します。核兵器の威力は広島・長崎で使われた原子爆弾の数千倍の威力を持つと言われております。

ですから、この地球を何度も破滅させるに足る量でございます。

核兵器をめぐり、今、世界は危機的な状況にあります。核兵器の使用をちらつかせる威嚇。威嚇にとどまらず、実際に使ってしまうことが絶対には言えません。核兵器使用の判断や、発射のボタンを押すのが、人によるものであれ、コンピューターによるものであれ、過ちを絶対に起こさない人間や、故障しない機械はありません。核兵器を所有することは、すなわち、これを使用するということを前提としているものであり、結果は広島・長崎の被害を見れば、一瞬にして全てを破壊し、いかに悲劇的で残虐なものであるかを想像することができます。

核兵器は、その比類なき破壊力とともに、後々まで放射線障害を残します。子々孫々被爆の惨禍を繰り返さず、青い地球を残すためには、核兵器をなくすことが絶対に必要です。

日本政府は核兵器廃絶を究極の目的とし、核兵器保有国も参加しているNPT——核兵器不拡散条約の枠組みで、その目的に取り組むと言っております。

しかし、この条約の第6条に規定されている締約国は、核軍縮の誠実な交渉を行う義務を負うと規定していますが、その義務を無視し、むしろ核兵器の性能を高める競争をしております。

また、この条約ができたとき、既に実験を終え、核兵器を保有していた5か国が保有国と認められ、他の国は保有を認めないとしていますが、既に4か国が新たな保有国となりました。このように、この条約は実効性のないものとなりました。

世界の平和を望む人々の手により生まれた核兵器禁止条約を普遍化するため、世界で唯一の戦争被爆国である日本にその運動の先頭に立っていただきたいのです。

広島・長崎の両市長が石破首相に来年11月に開催の核兵器禁止条約締約国会議に日本政府がオブザーバー参加するようにと要請しております。

日本被団協は、昨年ノーベル平和賞を受賞いたしましたが、世界が核兵器のない地球を望んでいるという証しであると思います。

日本政府の核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を提出していただくことに賛同していただけるように、切にお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（吉田健吾） 口頭陳述は終わりました。立川さん、どうも御苦労さまでした。

なお、本請願につきましては、後ほど意見決定をいたします。

○委員長（吉田健吾） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第21号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第56号議案神戸市市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第57号議案神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第64号議案神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、請願第8号核兵器禁止条約への署名・批准を要請する意見書提出を求める請願について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（しらくに高太郎） 自由民主党といたしましては、従前どおり不採択と表明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 日本維新の会としては、不採択を主張いたします。

核兵器禁止条約への署名・批准については流動的な要素をはらんでいる今日の安全保障環境の下、条約がもたらす外交・国防上への影響を踏まえ、国において慎重に判断すべき事項だと考えます。

以上をもって不採択といたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） 本請願は、いわゆる核兵器禁止条約の署名・批准をそれぞれ政府・国会に求めるものであります。同条約の目的は、この世界から核兵器を廃絶することであり、世界で唯一、筆舌に尽くせない核兵器の惨禍に見舞われた日本国民として、その目指すところに全く異論はありません。

ただ、核兵器の廃絶に向け、私たちが具体的に何をすべきかという課題を考えますとき、請願者が言う早期に核兵器禁止条約に日本が批准・加盟することが現実の課題解決に直ちにつながるかどうかは議論のあるところであります。

私たち公明党は、もちろん核兵器の廃絶は絶対的目標であり、その実現のためには国際社会の世論形成が重要であると考えております。問題は、同条約に加盟しない核兵器保有国をいかに説得するか、いかに国際世論によって、核兵器に依存しない環境をつくっていくかであります。

私たち公明党は、去る本年3月に行われました核兵器禁止条約の締約国会議に、私ども公明党の国会議員をオブザーバー参加のため派遣をいたしました。締約国でなくても、国民の代表である国会議員が参加する環境をつくるのが、地道ではありますが、核兵器保有国内での核兵器廃絶に向けた世論醸成に役立つものと考えております。

また、小党として、核兵器保有国に対し、核兵器の先制不使用を約する条約の提案をいたしております。核抑止論の基は核兵器で反撃することで、核兵器の使用を抑止しようとするものですが、先制不使用を約束できれば、核抑止のための核兵器の保有の意味は弱くなります。また、かつて開催された核兵器廃絶に向けた賢人会議の開催や、首脳国首脳に原爆の悲惨さを訴える取組など、地道ではあるものの、重要な取組であると考えております。

このようなことに思いを致すとき、また近隣市の議会が意見書提出を行っている状況も検討し、神戸市会として政府並びに国会に対し、核兵器廃絶に向けて言うべき意見を議論・検討すべきと考えますので、継続の審査をお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は採択を求めます。1975年の――50年前、神戸市会では核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を上げました。

平和な港に核兵器は要らない。市民のためにも核兵器は要らない立場を明確にしました。1983年には非核平和都市に関する決議を上げ、神戸市会是人类共通の念願である真の恒久平和に向けて、我が国の国是である非核三原則が完全に実施され、また、全世界全ての核兵器が廃絶されることを強く希求し、非核平和都市宣言たることを宣言をいたしました。

この趣旨にとっても、今回出された請願8号は、まさに被爆80年の年に原爆被害者の方の切実な願いであり、今、世界で核兵器廃絶に向けて機運が高まり、また日本の全国各地でも日本政府への禁止条約への参加・批准等を求めている絶好の機会です、神戸市として、これまで上げた決議の趣旨も含めてですね、採択を主張すべきだと思います。

以上です。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 請願第8号核兵器禁止条約への署名・批准を要請する意見書提出を求める請願についてでございますが、外交・安全保障は国の専行事項であるというふうに考えますが、核兵器のこの恐ろしさ、核兵器禁止条約の重要さというのは私どもも十分認識をしておりますので、継続でお願いします。

○委員長（吉田健吾） 躍動の会さん。

○委員（大井としひろ） 躍動の会は不採択といたします。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 不採択です。

○委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、結論を出さないの3つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本請願について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手多数であります。

よって、本請願は結論を出すことに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっております議員提出議案、請願、陳情について、意見決定を行います。

まず、議員提出第23号議案選択的夫婦別姓の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出の件については、各会派の御意見は、公明党さん、日本共産党さん、こうべ未来さんは承認、自由民主党さん、日本維新の会さん、躍動の会さんは結論を出さないでありましたが、いかがでしょうか。

○委員（しらくに高太郎） 本議案に対します方針につきまして、現在、私たちといたしましては協議中のございまして、何とか次回の委員会までにですね、御相談を含めて、方針をお伝えをし、お示しをさせていただくことができればというふうに考えております。ということで、改めてでございますけれども、本日は継続でお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（吉田健吾） ほかはいかがでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、次に、前回の委員会を欠席されました平野章三委員の御意見をお伺いいたします。

○委員（平野章三） 今、しらくに委員のお話もありましたので、ちょっと情勢を見ながらしたいと思いますので、本日は結論を出さないということで、よろしくお願いします。

○委員長（吉田健吾） それでは、各会派の御意見は承認する、結論を出さないの2つに分かれておりますので、本日結論を出すか否かについて、これよりお諮りをいたします。

本件について本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと、承認を主張される方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。よって、本件は結論を出さないことに決定いたしました。

次に、請願第5号選択的夫婦別姓を直ちに導入することを要請する意見書提出を求める請願に

についての各会派の御意見は、日本共産党さんは採択、自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、こうべ未来さん、躍動の会さんは、結論を出さないでありましたが、その後、御意見が変わった会派はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 次に、平野章三委員の御意見をお伺いいたします。

○委員（平野章三） 結論を出さないということで、よろしくお願いします。

○委員長（吉田健吾） それでは、各会派の御意見は、採択と結論を出さないの2つに分かれていますので、これよりお諮りいたします。

まず、請願第5号について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。よって、本請願については、本日は結論を出さないことに決定いたしました。

次に、陳情第123号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を要請する意見書提出を求める陳情については、各会派の御意見は、公明党さん、日本共産党さん、こうべ未来さんは採択、自由民主党さん、日本維新の会さん、躍動の会さんは結論を出さないでありましたが、その後、御意見が変わった会派はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 次に、平野章三委員の御意見をお伺いいたします。

○委員（平野章三） 先ほどの意見と同様に、結論を出さないということで、よろしくお願いします。

○委員長（吉田健吾） それでは、各会派の御意見は、採択と結論を出さないの2つに分かれていますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと採択を主張される方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。よって、本陳情は、結論を出さないことに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（吉田健吾） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午前11時21分閉会）